

千葉市と淑徳大学との相互連携に関する協定書

千葉市と淑徳大学は、相互の連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、千葉市と淑徳大学の両者（以下、「両者」という。）が、相互の連携のもとに、地域の福祉、健康等の増進及び人材の育成に貢献することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- （1）淑徳大学の福祉、看護、地域政策等の専門性を生かした地域貢献活動に関する事。
- （2）学生のボランティア活動に関する事。
- （3）障がい者スポーツを含む地域スポーツ全般の振興に関する事。
- （4）地域と連携した防災対策に関する事。
- （5）人材の育成に関する事。
- （6）大学施設の市民開放に関する事。
- （7）千葉市の施策の推進や地域の課題解決のための大学資源の活用に関する事。
- （8）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関する事。

（協議事項）

第3条 連携細目等の具体的事項については、両者が個別に協議して定めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2か月前までに両者のいずれからも申し出のないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、両者協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年5月20日

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 熊谷俊人

千葉市中央区大巖寺町200

淑徳大学

淑徳大学長 長谷川匡俊